



鳥取県公報

平成30年3月31日（土）
号外第49号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の路線の認定 (219) (道路企画課)	2
	県道の路線の廃止 (220) (〃)	2
	一般国道の区域の変更 (221) (〃)	2
	県道の区域の決定 (222) (〃)	2
	県道の区域の変更 (223) (〃)	3
	県道の供用の開始 (224) (〃)	3

告 示

鳥取県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成30年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
276	高橋松河原線	西伯郡大山町高橋	西伯郡大山町松河原	
329	淀江琴浦線	米子市淀江町	東伯郡琴浦町	

鳥取県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成30年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
169	下市停車場線	下市停車場	西伯郡大山町下甲	
241	名和名和停車場線	西伯郡大山町名和	名和停車場	
276	高橋下市停車場線	西伯郡大山町高橋	下市停車場	
278	下市赤碓停車場線	西伯郡大山町下市	赤碓停車場	
310	坊領淀江停車場線	西伯郡大山町坊領	淀江停車場	

鳥取県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	変更前	日野郡江府町大字下蚊屋字三平490-1地先から同町大字御机字細谷744-8地先まで	14.5~149.2	1863.0
		日野郡江府町大字下蚊屋字三王原402-41地先から同町大字御机字細谷744-12地先まで	7.9~82.3	2189.0
	変更後	日野郡江府町大字下蚊屋字三平490-1地先から同町大字御机字細谷744-8地先まで	14.5~149.2	1863.0

鳥取県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

平成30年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
高橋松河原線	西伯郡大山町高橋字駈坂980-4地先から同町松河原字河戸182-1地先まで	5.3~47.9	10837.0
淀江琴浦線	米子市淀江町淀江字御屋敷553-4地先から西伯郡大山町長田字下細田1315-1地先まで	3.9~48.0	3754.0
	西伯郡大山町平字前田897地先から東伯郡琴浦町大字赤碕字狐山1115-15地先まで	5.3~56.8	19665.0

鳥取県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名和岸本線	西伯郡大山町高田字角堂2774-1地先から同町坊領字中河原1813地先まで	変更前	3.1~41.0	2455.0
		変更後	7.3~42.3	2902.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
旧奈和西坪線	変更前	西伯郡大山町加茂字小丸山971地先から同町加茂字欠ノ下3573地先まで	3.7~18.6	688.0
	変更後	西伯郡大山町加茂字向田3614地先から同町加茂字欠ノ下3573地先まで	10.0~18.6	162.0
	変更前	西伯郡大山町西坪字原口565-11地先から同町西坪字淵ノ上302-1地先まで	5.7~43.9	390.0
	変更後	西伯郡大山町西坪字原口565-11地先から同町西坪字矢ヶ坪549-1地先まで	13.4~36.7	123.0
船上山赤碕線	変更前	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎129-1地先から同町大字赤碕字狐山1115-15地先まで	6.1~37.9	2755.0
	変更後	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎129-1地先から同町大字赤碕字中花見1060-20地先まで	8.2~38.7	2119.0
		東伯郡琴浦町大字赤碕字溝マタゲ987-2地先から同大字字中土手1907-2地先まで	8.4~33.0	297.0

鳥取県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

平成30年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
名和岸本線	西伯郡大山町高田字角堂2774-1地先から同町坊領字中河原1813地先まで	平成30年3月31日
高橋松河原線	西伯郡大山町高橋字駈坂980-4地先から同町松河原字河戸182-1地先まで	〃
船上山赤碕線	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎129-1地先から同町大字赤碕字中花見1060-20地先まで	〃
	東伯郡琴浦町大字赤碕字溝マタゲ987-2地先から同大字字中土手1907-2地先まで	〃
淀江琴浦線	米子市淀江町淀江字御屋敷553-4地先から西伯郡大山町長田字下細田1315-1地先まで	〃
	西伯郡大山町平字前田897地先から東伯郡琴浦町大字赤碕字狐山1115-15地先まで	〃